

令和4年(ネ)第4161号 損害賠償請求控訴事件

控訴人 国

被控訴人 ほか8名

証拠説明書(10)

令和4年9月26日

東京高等裁判所第15民事部 御中

控訴人指定代理人

稻玉祐

星野郁也

山口友寛

松田直樹

作沼臣英

関根八千栄

遠山浩四郎

高橋裕

塩井直彦

藤本雄介

石川武彦

大朏雅史

中野昌一

森川 卓

廣田 健

進藤裕次

大井秀俊

後藤祐也

三枝伸太郎

成田義則

小貫敏志

霞 安行

渡辺健一

矢部隆幸

海津義和

金森正博

栗山広宣

栗原 寛

長内博昭

略語は従前の例による。

号証	標　目 (作成者)	作成 年月日	立証趣旨
乙81	河川土工マニュアル (抜粋) (財団法人国土技術研究センター)	写し 	平成 21.4 堤防は一般に、軟弱地盤や地下水位の高い土地に設けられ、地震時に基盤の塑性破壊や流動化現象の影響を受けやすいところ、土であれば構造物の劣化現象が起きにくい上、締め固めにより強度を確保することが可能であることなどによるものであること。
乙82	H27新石下地先外地質調査業務 報告書抜粋 (B-7) (国土交通省)	写し 	平成 27 本件砂丘の土質は砂であって、そもそも、流水による浸透作用や浸食作用に耐え得る土質であるとは認め難いばかりか、砂粒等が自然に堆積して形成されたにすぎないため、盛土をして締め固めを行うことで整備される河川管理施設である堤防のような十分な強度を有していないと認められること。
乙83	若宮戸地区における砂丘の砂の状況 (国土交通省)	写し 	令和 4.9 同上
乙84	改定 解説・河川管理施設等構造令 (社団法人日本河川協会)	写し 	平成 12.3.10 本件砂丘は、樹木が繁茂する砂丘林であるところ、堤防に樹木が繁茂する場合、樹木の倒伏に起因し堤防の崩壊を引き起こすなどして破堤につながることにもなりかねないこと。

乙 8 5	堤防類地の指定事例 (国土交通省)	写し	令和 4. 8	新河川法の制定後に直轄管理区間で河川区域の拡大の指定（ダムの設置、遊水地の整備による河川区域の拡大について対象外。）を行った事例が約40件あるところ、その全てが具体的な築堤等の事業実施に合わせて河川区域の指定を行っており、事業に関連せず単独で河川区域の指定をしている事例はないこと。
乙 8 6	第 4 6 回国会衆議院建設委員会議録第 2 3 号 昭和 39 年 4 月 2 2 日 (衆議院)	写し	昭和 39. 4. 22	河川区域の指定は、河川工事の内容及び範囲が定まっていることが前提であり、少なくとも河川区域の指定範囲が定まるほどに河川管理施設の設置範囲が定まった後に、それに従って河川区域の指定をすることが想定されていること。
乙 8 7	4-2-2 直轄河川堤防整備状況等 (国土交通省)	写し	令和 3. 3	全国の河川のうち、直轄区間だけでも両岸延長約 1 万 7 0 0 0 キロメートル（堤防の整備は河川の両岸について行う必要があるため、直轄管理区間延長（片岸）である約 8 8 0 5. 2 キロメートルにつき、おおむね 2 倍した数値を示した。）に及び、そのうち約 20 パーセントは自然条件（地形条件）を前提とするなどした河川管理を行っており、この中には境界や所有者が不明の土地があるだけでなく、堤防を整備する計画がある堤防必要区間約 1 万 3 3 6 9 キロメートルのうち、約 7 2 9 .

				8キロメートルについては、堤防整備の計画はあるものの未整備の無堤防区間となっていること。
乙 8 8	若宮戸地区における砂丘掘削の変遷 (関東地方整備局)	写し	令和 4. 9	若宮戸地区において昭和41年に河川区域の指定がされて以降、平成26年3月に太陽光発電事業者により本件砂丘の掘削がされるまでの間の本件砂丘の状況を調査したところ、本件砂丘上に建築物が設置されたり除却されたりするといった変化は認められるものの、昭和50年以降、平成26年3月に至るまでの間、本件砂丘の形状自体に大きな変化は確認できなかったこと。

乙第81号証

河川土工マニュアル

平成 21 年 4 月

財団法人 国土技術研究センター

3.1.3 堤体材料の選定

1) 概 説

河川堤防は、「河川管理施設等構造令」によれば土砂による土堤を原則とし、一般には河川ごとに堤防の高さ、天端幅、のり勾配、小段等が標準断面として規定されている。堤防を計画する場合、基本的には「河川管理施設等構造令」に準拠した河川ごとの標準断面で計画されるが、堤防下の地盤状況あるいは、降雨、洪水条件等の外力および堤体材料によってその安定性は大きく左右される。堤防が計画洪水流量に対して十分な余裕高を持つ断面であれば、越流による崩壊はほとんどないものと考えられるが、材料選定いかんによつては高水あるいは降雨による浸透水によつて堤体が不安定化する場合がある。具体的な現象としては、堤体漏水やパイピングによるのり面の崩壊等が挙げられ、堤防への直接の被害となる。このような被害を防止するために、基本的には堤防断面形状として「河川管理施設等構造令」に規定するものを下限とし、地域周辺の堤防断面を参考として基本断面形状を定めた上で、堤体材料の選定を行うこととする。

2) 堤体材料の評価¹⁰⁾

河川堤防の堤体材料としては、従来から多種多様のものが用いられてきている。これは、多量の土を必要とするために経済性や施工性を重視し、材料を現場近くに求めたこと、またあわせて河道の流下能力の増大を図ったことから、主として河道掘削で発生した土を利用することが多かったためである。

現在においても、多量の土量を必要とするため、工費の面からはできるだけ手近にある材料を利用することになるが、堤体材料の優劣が完成後の堤体の安定性や施工の難易などに大きな影響をもつので、安定性の高い河川堤防を築造する意味からも、材料選定について事前の土質調査は十分に行っておく必要がある。

10) 堤体材料を購入する場合には経済効果を考慮して可能な限り良質な材料を選定することが必要である。

河川堤防に用いる土質材料は、次に示すような条件を満たしているものが望ましい。

- ① 高い密度を与える粒度分布であり、かつせん断強度が大ですべてに対する安定性があること。
- ② できるだけ不透水性であること。河川水の浸透により浸潤面が裏のり尻まで達しない程度の透水性が望ましい。
- ③ 堤体の安定に支障を及ぼすような圧縮変形や膨張性がないものであること。
- ④ 施工性がよく、特に締固めが容易であること。
- ⑤ 浸水、乾燥などの環境変化に対して、のりすべりやクラックなどが生じにくく安定であること。
- ⑥ 有害な有機物および水に溶解する成分を含まないこと。

材料の選定にあたって上記の基本的な性質を考慮する姿勢は忘れてはならないが、必要条件のうち、せん断強さ、不透水性、圧縮性の3点は普通の材料にあってはあまり問題となることはない。

なお、参考のためにフィルダムにおける粒度分布の適用範囲の一例を示すと、図3.1.2のとおりである。

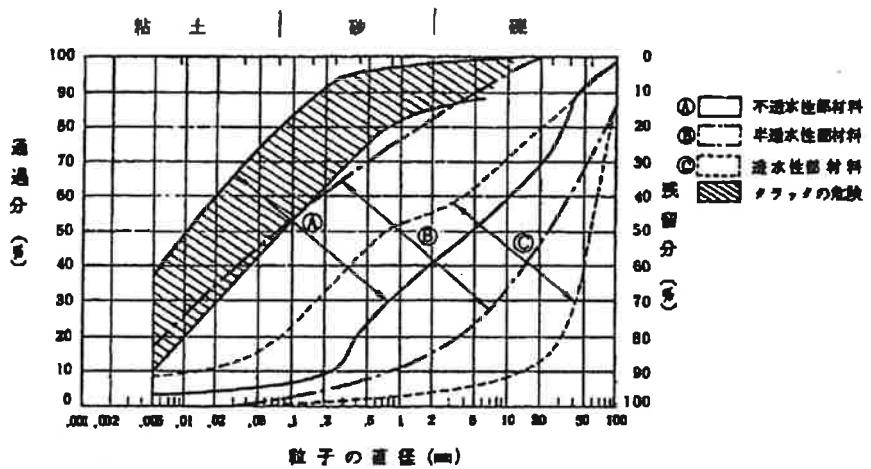


図3.1.2 堤体材料の適性範囲参考例(アメリカ開拓局 1974)

以上のような基本的観点から河川堤防の堤体材料としての評価を示すと表3.1.1のようになる。同表にはそれぞれについて留意事項を併記しておいた。

表3.1.1 堤体材料としての土の評価

土の区分		堤体材料としての評価		対策
名 称	記 号 (日本統一分類)	評価	留 意 事 項	
粗粒土	礫 (GW),(GP)	○	透水性が非常に大きい。	透水性および植生対策が必要になる。
	礫質土 (G-M),(G-C), (G-O),(G-V), (GM),(GC), (GO),(GV)	○		
	砂 (SW),(SP)	○	透水性が大きく、のりくずれが生じやすい。	遮水性対策が必要である。
	砂質土 (S-M),(S-C), (S-O),(S-V), (SM),(SC), (SO),(SV)	○		
細粒土	シルト (ML),(MH)	○	(場合により対策を必要とする。)	乾燥による含水比の低下もしくは、土質改良用添加剤による土質改良。
	粘性土 (CL),(CH)	○	水を含んだ場合、機械施工が困難となり、締固めが十分できないことがある。	
	火山灰質粘性土 (OV),(VH ₁), (VH ₂)	○		
	有機質土 (OL),(OH)	△	高含水比のものが多く、そのままでは機械施工によって締固めたり整形することが困難である。	乾燥による含水比の低下もしくは、土質改良用添加剤による土質改良、または良質土と粒土調整を行う。
高有機質土 (Pt),(M _h)		×	含水比が高く、締固めが困難である。圧縮変形が大きく、また浸水乾燥などの環境変化に対しても安定性が悪い。	
○ 使用可能なもの △ 必要に応じて対策を施せば、堤体材料として使用できるもの × 堤体材料として不適当なもの				

表 3.1.2 日本統一土質分類の定義と工学的分類体系

簡易分類名	土質名			定義又は説明			工学的分類体系との対応		
礫	礫			細粒分が5%未満			ほとんどの粒子が2~75mmの場合 " 20~75mmの場合 " 5~20mmの場合 " 2~5mmの場合 かなりの砂分を含む礫		
	シルト 粘土 有機質土 火山灰	混り	礫 粗礫 中礫 細礫 砂礫	細粒分が5%以上 15%未満	細粒分がシルト " 粘土 " 有機質土 " 火山灰質粘性土	{M} {C} {O} {V}	(G-M) (G-C) (G-O) (G-V)	{G}	G
礫質土	礫質土			細粒分が15%以上 50%未満			細粒分がシルト " 粘土 " 有機質土 " 火山灰質粘性土		
	シルト 粘土 有機質土 火山灰	質	礫 粗礫 中礫 細礫 砂礫	細粒分が50%未満	{M} {C} {O} {V}	(GM) (GC) (GO) (GV)	{GF}	注2	
砂	砂			細粒分が5%未満			礫を含む砂 ほとんどの74μmから2.0mmの場合 " 0.42mmから2.0mmの場合 " 74μmから0.42mmの場合		
	シルト 粘土 有機質土 火山灰	混り	砂 粗砂 細砂	細粒分が5%以上 15%未満	細粒分がシルト " 粘性土 " 有機質土 " 火山灰質粘性土	{M} {C} {O} {V}	(S-M) (S-C) (S-O) (S-V)	{S}	S
砂質土	砂質土			細粒分が15%以上 50%未満			" シルト " 粘性土 " 有機質土 " 火山灰質粘性土		
	シルト 粘土 有機質土 火山灰	質	砂 粗砂 細砂	細粒分が50%未満	" " " " "	(SM) (SC) (SO) (SV)	{SF}	注2	
シルト	砂質シルト シルト 粘土質シルト			細粒分が50%以上	砂分が目立つ		$w_L < 50$		注2 {M}
	シルト				砂分が目立たない		$w_L \geq 50$		
粘性土	砂質粘土 シルト質粘土 粘土			細粒分が50%以上	砂分が目立つ		$w_L < 50$		注2 {C}
	シルト 有機質シルト 有機質シルト粘土 有機質砂質粘土 有機質粘土 黒ぼく、関東ローム (黒色)など				砂分が目立たない		$w_L \geq 50$		
有機質土	有機質シルト 有機質シルト粘土 有機質砂質粘土 有機質粘土 黒ぼく、関東ローム (黒色)など			無機成分 を含み、 黒色又は 暗色で、 有機臭が ある	ダイレイタン シー現象が顕著で乾燥強さ が低い。		$w_L < 50$		注2 {O}
	火山灰質 粘性土				シルトとシルト質粘土の中間的		$w_L \geq 50$		
高有機質土	泥炭など 黒泥など			無機成分 を含み、 黒色又は 暗色で、 有機臭が ある	ダイレイタン シー現象がなく、乾燥強さ が高い、又は 中ぐらい。		$w_L < 50$		注2 {V}
	泥炭など 黒泥など				無機成分はシルト 質粘土 無機成分は砂質粘土 無機成分は粘土 無機成分は火山灰質粘土		$w_L \geq 50$		
注1 [G], [S] のうち粒度の良いもの、粒度の悪いものに分け (GW), (GP), (SW), (SP) と細分をすることがある。 粒度が良い $U_c \leq 10, 1 < U_c' \leq \sqrt{U_c}$ (GW) U_c' : 均等係数 D_{10}/D_{30} (SW) U_c' : 曲率係数 $(D_{30})^2/(D_{10} \times D_{60})$ 粒度が悪い 上記の条件を満足しないもの (GP) (SP)	鐵達莫の高有機質土 分解の進んだ高有機質土			(P±) (M±)		{P±}		注2 提体材料として望ましい土質は (GF), (SF), (M), (C) である。	

ここで、堤体材料として望ましい土および評価の低い土を具体的に示せば次のとおりである。

(1) 堤体材料として望ましい土

堤体材料の基本条件を満足する土として、次のようなものが堤体材料としては望ましい。

- ① 粒度分布のよい土: これは締固めが十分行われるためにいろいろな粒径が含まれているのがよいためであるが、粗粒分は粒子のかみ合わせにより強度を発揮させるのに効果があり、細粒分は透水係数を小さくするのに必要であるから、これらが適当に配合されていることが堤体材料としては好都合である。
- ② 最大寸法は 10~15cm 以下: 施工時のまき出し厚の制限から決まるものであるが、礫径の最大寸法があまりにも大きくなると、締固めの効果が十分に発揮されないことも生ずるので注意が必要である。
- ③ 細粒分 (0.075 mm 以下の粒子)が土質材料 (75 mm 以下の粒子) の 15% 以上: 不透水性を確保するための条件で、堤体漏水の多くはこの条件をはずれた材料の堤防にみられることが報告されている。
- ④ シルト分のあまり多くない土: 降雨による浸食、浸透水によるのり面崩壊は水をある程度通しやすく、含水比の増加によりせん断抵抗の低下する土に起こった例が多いが、そのような状態になるのはシルト分の影響が大きいと考えられる。
- ⑤ 細粒分 (0.075mm 以下の粒子) のあまり多くない土: 細粒分が 50% 以上のものは乾燥時にクラックの入る危険性があるので細粒分が 50% 以下のものが望ましい。

以上のような点から考えると、望ましい材料は、表 3.1.2 の土質分類名で言えば、{GF}, {SP}, {M}, {C} に相当するものと考えられる。

(2) 堤体材料として評価の低い土

堤防に使用する材料は、(1)で示した条件に合致しないものが不適当な土であるということにはならない。(1)の条件をはずれるものは予想される事態（強度不足、漏水、軟弱化など）に対応する方策を講じて設計を行うべきであるが、一応堤体材料として適当でない材料としては次のようなものが考えられる。

- ① 細粒分(0.075 mm以下の土粒子)がほとんどない土
- ② 施工機械のトラフィカビリティの得られない土
- ③ 高有機質土

このうち、①は必ずしも適当でない土とは言いがたいが、単独では不透水性を確保することが困難なため、一応適当でない土に分類した。ただし、①の材料は十分締固めることによって粘性土よりも比較的大きいせん断強度が得られるので、次の場合等はこれを使用しても堤体は安定する。

- ④ 洪水継続時間が短かく堤体断面が大きい場合
- ⑤ 表のり護岸の遮水や裏のりの排水機能等の対策を施している場合

②は施工の面からの制約であって、同じ土で施工機械によってトラフィカビリティの要求値(コーン指数)が異なるので施工機械の選択の問題とあわせて判断し、機種の選定によってできるだけ近くで得られる土を利用するのが基本的な考え方である。③は高含水量のため施工が困難なこともあるが、むしろ強度が十分でないこと、圧縮変形が大きいこと、有機物質が分解することなど、長期の安定に問題があつて好ましくない材料である。

3) 評価の低い材料を用いる場合の対策¹¹⁾

堤体材料として評価の低い材料およびトラフィカビリティが確保できない材料に対しては、対策工として次のような手法をとることによ

11) 評価の低い材料を用いる場合の対策としては、堤防断面を拡大したり、部位を指定して使用することも考えられる。

って堤体材料として使用が可能となる。

- ① 他の土質との混合:粒度分布の悪い土に欠けている粒径を補うもので、砂質系のものには細粒土を混合して透水係数を下げ、粘性土系のものには砂質系の土を入れて含水比を下げ、強度を上げて施工を容易にする。
- ② 乾燥による含水比低下:トラフィカビリティの得られない土を地山でのトレーンチによる排水、仮置きによる曝気乾燥などで改良する。
- ③ 添加剤による土質改良:石灰系、セメント系などの改良剤を添加して土質改良を行う。

(1) 他の土質との混合による粒度調整

この方法は粒度分布の悪い土に対して、その土に欠けている粒径を他の土から補うことにより土の性質を改良するもので、河川堤防では主に次のような目的でおこなわれている。

- ① 透水性の大きい砂質土に対し、細粒土を混合して盛土材料として適切な透水性となるように粒度の調整を行う。例えば(SW)に(CL)を混合して(SC)に調整する等である。
- ② 粘性土に粗粒土を混合して、乾燥収縮によるクラックの発生しやすい性質を粒度調整により改良する。例えば(CH)または(CL)に(SP)などを混合して(SM)に調整する等で、一例を示すと図3.1.3のとおりである。

以上のように粒度調整は性質の異なる2種以上の土を混合して、堤体材料として目的に応じた土に粒度分布を改良するものであることから、改良後(粒度調整後)の土は堤体材料として適した性質を有していることになる。したがって、粒度調整された土は改良後の土の性質で評価しても問題は無く、一般的な堤体材料と同様な取扱いをして盛土にすれば、完成後の堤体安定度の評価は望ましい材料を用いた場合と同等になる。

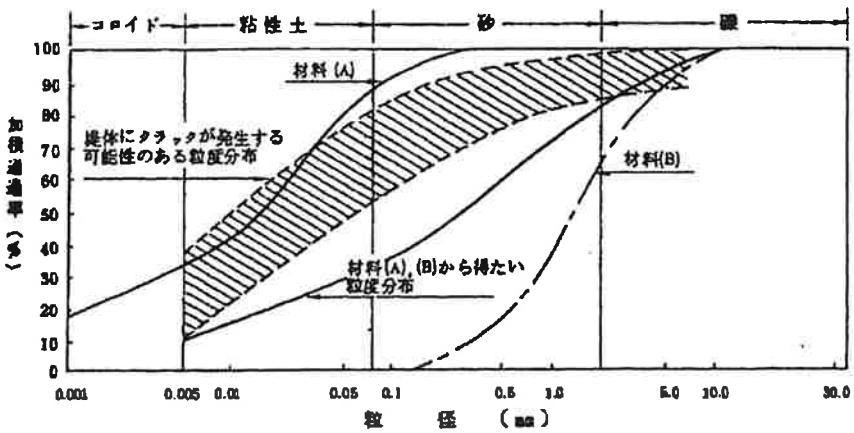


図 3.1.3 粒度調整の説明図

ただし、粒度調整では混合しようとする 2 種以上の土をできるだけ均質に混合することが重要であり、一方の性質の土が一部に集中して盛土されることがないように注意しなければならず、施工(混合)機械としては粘性土の粉碎・混合効果の高いスタビライザを採用するのが望ましい。(第 4 章参照)

(2) 乾燥などによる含水比の低下

この方法は土の自然含水比が締固め規定で設定された施工含水比の範囲に入らない場合において、乾燥およびトレンチ掘削などによって材料の含水量を調整した後、盛土をおこなうものである。したがって、この方式が用いられる土は、含水量の状態を除けば、本来、堤体の盛土材料として適した性質を十分に有している土であり、処置後の盛土材を堤体に用いれば一般的な材料を用いた場合と何ら変るところはない。

含水比の調整は土質に応じて次の範囲になるまでおこなう。

- ・砂質土：施工含水比を D_c (締固め度の平均値) $\geq 90\%$ の締固め度が得られる湿潤側の含水比の範囲内に調整する。
- ・粘性土：締固め機械のトラフィカビリティが得られる限界とする。

なお、粘性土では乾燥などによる含水比の低下工法は一般に効果

が少ないといわれ、期間、作業速度、作業面積などで不利な条件が多くなる。このためトラフィカビリティを確保するために、添加材による土質安定処理工法(土質改良工法)を併用する場合がある。

(3) 添加材による土質安定処理

この方法は高含水比の粘性土などのようなトラフィカビリティの不足する土に対して、石灰やセメントを用いて土質を安定処理しようとするものである。

各添加材の固化機構は次の通りである。

- ・石灰:石灰が土中水と反応して、吸水、発熱作用を生じ、周辺の土から脱水することを主要因とする。また、長期的にはポゾラン反応によって化学的に固結する。このため石灰による反応時間はセメントに比較して長時間が必要とされている。
- ・セメント:セメントは土中水と反応して水和硬化を生じ、土粒子との化学的結合によって硬化する。また、長期的にはポゾラン反応による硬化の向上もあるが、硬化作用のほとんどが水和硬化によっている。
セメントの硬化時間は石灰と比較して短かく、土との混合後 3~7 日程度でほとんどの硬化が終了する。

土質安定処理土を堤体に用いる場合、その処理目的はトラフィカビリティの確保にある。締固め機械に普通ブルドーザを用いるすれば、改良土の必要コーン指数(q_c)は $500 \sim 700 \text{ kN/m}^3$ ($5 \sim 7 \text{ kgf/cm}^2$)程度であり、土質安定処理としては低強度である。

なお、土質安定処理工法によって築堤した場合、土質、添加材、混合率、混合方法によっては、完成後の堤体に乾燥収縮によるヘアーフラックが発生することがある。したがって、室内試験による基礎的な検討を行い、できれば試験施工による検証を行った上で、工法を決定するのがよい。

3.1.4 締固め度の規定

1) 締固めの意義

土を締固めて密度を高めると一般に土の諸性質は向上し、圧縮性、強度特性、透水性などの工学的特性は改善されるのが普通である。また、よく締固められた土ほど外力に対し安定性(恒久性)が向上する。

土の締固められた状態は土質および含水比状態によって大きく変化することはもちろんあるが、締固めエネルギーおよびその締固め方法によっても大きく左右される。

特定の締固め方法ならびに締固めエネルギーによって土を締固めた時、土粒子間隙を最小(すなわち乾燥密度を最大)にする含水比をその締固め条件における最適含水比(ω_{opt})といい、これに対応する乾燥密度を最大乾燥密度(ρ_{dmax})という。

最適含水比、最大乾燥密度に締固められた土は、その締固めの条件のもとでは間隙が最小であるうえに、間隙中の空気間隙がその締固めエネルギーでは排除し得ない程度しか残されていないから、締固めた後に水の浸潤を受けても、吸水する余地が僅かであり、水浸による性質の変化が微小であるという特色がある。一方、締固めた土の強度特性は土粒子あるいは土粒子構造間の水分の量によって変化するが、締固め直後の状態では最適含水比よりやや低い含水比における強度、変形抵抗が最大で、圧縮性が最小であることが認められている。このことは、これらの性質が含水状態によって顕著に影響される細粒土ほど明瞭である。しかしながら、最適含水比より含水比の低い土が水浸を受けると、最適含水比、最大乾燥密度におけるよりも相対的に大きな空気間隙を残しているから吸水膨潤し、優れていた強度特性は低下し、最適含水比、最大乾燥密度の状態に締固められた場合よりも劣化するのが一般的である。

河川堤防は河川水から堤内地を遮断するために設けられた構造物であり、土構造物である以上、常に水の浸入を受けることになる。このため、河川堤防に対する締固めの目的は浸水に対する耐久性が第一義に求められるから、最大乾燥密度、最適含水比の状態にあることが最

も望ましいことがわかる。

すでに述べたように、最適含水比よりも乾燥側にある土では、締固め直後に十分な強度をもっていても、浸水の影響により強度が低下するので、乾燥密度はそれだけで盛土の耐久性を示すものではない。すなわち、締固め時の含水比の範囲を規定することによってはじめて乾燥密度が意味をもってくるのである。

また、土が決まっていても、締固めの手段、締固めエネルギーの加え方が変わると最大乾燥密度、最適含水比はかなり変化し、それにともない締固めた土の強度特性は相違してくる。しかし、締固め条件が異なってもそれぞれの最適含水比、最大乾燥密度に締固められた土は、相対的に水浸に対して耐久性が強いという点において共通している。

したがって、締固めた土の性質の恒久性を確保するための条件としては、乾燥密度を高くするということより、間隙中の空気間隙(空気間隙率)、あるいは間隙中の水分の占める割合(飽和度)を、いずれの最大乾燥密度、最適含水比にもほぼ共通的にみられる特定の値以内にするということであり、ここに細粒土の締固め度規定に空気間隙率あるいは飽和度が採用される意義がある。

堤体の設計ということで言えば、締固めた土の性質の恒久性を確保したうえで、土構造物として要求される強度、変形抵抗および圧縮抵抗と含水比の関係を知り、施工含水比を規制するという方向が最も理想的であろう。

従来、河川土工などの締固めにおいて最も広く用いられている JIS A 1210 などの標準締固め試験の最大乾燥密度、最適含水比を基準にして締固め度、施工含水比を規定する方式は、上記 2 つの要求をすべて包含しているとの経験的な判断に立っているものである。したがって、自然含水比が最適含水比より著しく高い粘性土や基準試験の最大乾燥密度が試験法によって大幅に変化するような特殊土に遭遇した場合は、①恒久性を確保するための締固め度規定と、②締固め土の品質が設計上の要求を満足するための規定(たとえば施工含水比規定)に分けて最も合理的な方法を追求すべきである。

2) 締固め規定

盛土工にあたっては、どのように土を締固めるかを仕様書に明確に規定することは、盛土の品質を確実なものにするために欠くことのできないことである。

規定の方式には大別して品質規定方式と工法規定方式の2つがある。河川堤防では締固め基準として品質規定方式によることを原則とするが、両者の適用にはそれぞれの適・不適があるから、それぞれの特色をよく理解し、工事の性格、規模、土質条件など現場の状況をよく考えたうえでいずれかを選択し、実施することになる。

いずれの方式を用いて盛土の品質管理をおこなうにしても、実際の盛土に使用される土質材料は、程度の差こそあれ土質が変化するのが普通である。特に、河川土工では盛土材の入手方法から同一現場であっても取扱う土質が変化する可能性が大きく、現場では土質の変化を的確に判断して、できあがった盛土の品質が均質になるように心掛けることが大切である。

このためには、日常的な管理が重要であり、盛土の品質に不備な点が見られた場合には、再度の締固めなどの具体的な是正処置を実施することが大切である。

(1) 品質規定方式

盛土に必要な品質を仕様書に明示し、締固めの方法については施工者にゆだねるという方式で、検査の対象となるのは盛土の品質の規定に対する合否である。施工者は施工の過程において常に品質管理を行い、締固め工法を調整していかなければならない。

最近の請負工事においては、請負契約の性格上最も合理的な方式と目され、内外の多くの機関においてもこの方式が採用されている。

品質を規定する方式には次のような種類がある。

① 基準試験の最大乾燥密度、最適含水比を利用する方法(乾燥密度規定と略称)

締固めた土の乾燥密度と基準の締固め試験の最大乾燥密度の比(締固め度と略称)が規定値以上になっていること、および施工含水比がその最適含水比を基準として規定された範囲内にあることを

要求する方法である。一般に、土の現場密度測定は JIS A 1214「砂置換法による土の密度試験方法」によることが多いが、最近ではラジオアイソトープによる方法(RI 法)も多く用いられるようになってきている。この RI 法による測定は作業が簡便で、測定結果がその場で判定できるなど、品質管理の調査法としては有利な点が多く、測定結果を施工に反映することを容易にする。こうしたことから、今後、盛土の品質管理用測定器として積極的に導入すべき手法と考えられる。具体的には「第 5 章第 3 節」を参考とするとよいが、基本的には是正処置が的確に行えるように日常的な管理には RI 法を用いるものとした。品質の最終的な確認(必須管理と称す)は砂置換法によることを基本とし、その測定結果は記録として残すものとした。

一方、基準の締固め試験には JIS A 1210「突固めによる土の締固め試験方法」が用いられ、河川土工では盛土の密度管理を目的として通常、表 2.2.1 の呼び名 A が採用されている。なお、詳細な適用法は第 2 章を参考するとよい。

従来、河川堤防では盛土の品質を確保するため、締固め度を下限値で規定してきた。しかし、使用する材料が天然の土であるため、材質には若干なりともバラツキを有しているのが実際である。このため、代表的なサンプルを用いて基準密度を設定しても、必ずしも品質管理上の代表値とはなり得ないことがあり、その適用には必然的に限界がある。したがって、盛土の品質規定値は下限値よりも平均値で設定しておくことが現実的であり、また効果的な管理手法となるものと判断されるが、盛土品質の一定化を図るということでは、下限値を設定することも重要である。そこでここでは平均値と下限値の双方で規定することとし、規定値を次のように設定した¹²⁾。

12) 平均値規定に関しては現場での品質管理が難しいとの意見がある。本マニュアルではこのようなことを考慮して日常管理を導入し、管理能力図を作成して品質管理を行うことを要請しているわけである。このため管理業務が複雑化、煩雑化することは避けられないが、堤体の質的向上こそ最優先に考えるべきである。

ただし、築堤に用いる土質材料によっては、平均締固め度が90%以上確保できない場合がある。このような場合は試験施工により締固め度を確認し、使用する土質材料に適合した締固め管理基準を設定する必要がある。

平均締固め度： $\overline{Dc}=90\%$ 以上

締固め度品質下限値： $Dc=80\%$

図3.1.4はこれを突固め曲線の上で示したものである。

締固め度による規定方式は早くから使用されており、実績も多い。しかし、前述したように、土質の変化が多い現場では基準試験をその都度実施して土質に応じた最大乾燥密度を設定しなくてはならず、また、自然含水比が高く施工含水比が締固め度の規定範囲を越えているような粘性土では適用し難いなどの問題もある。このようしたことから、ここでは乾燥密度規定の適用土質の目安を表3.1.2に示す日本統一土質分類における{SF}, {S}, {GF}の粗粒土とした。

なお、締固め度が品質下限値($Dc=80\%$)を越えていても、自然含水比が最適含水比よりも乾燥側にある土に対しては、浸水時に強度が減少することもあるので注意しなくてはならない。

また、礫{G}などでは礫分の影響から基準密度の設定などに問題もあり、粗粒土であっても乾燥密度規定の適用が困難である。したがって、こうした土では後述する工法規定方式の適用が望ましい。

調査位置平面図(若宮戸地区)

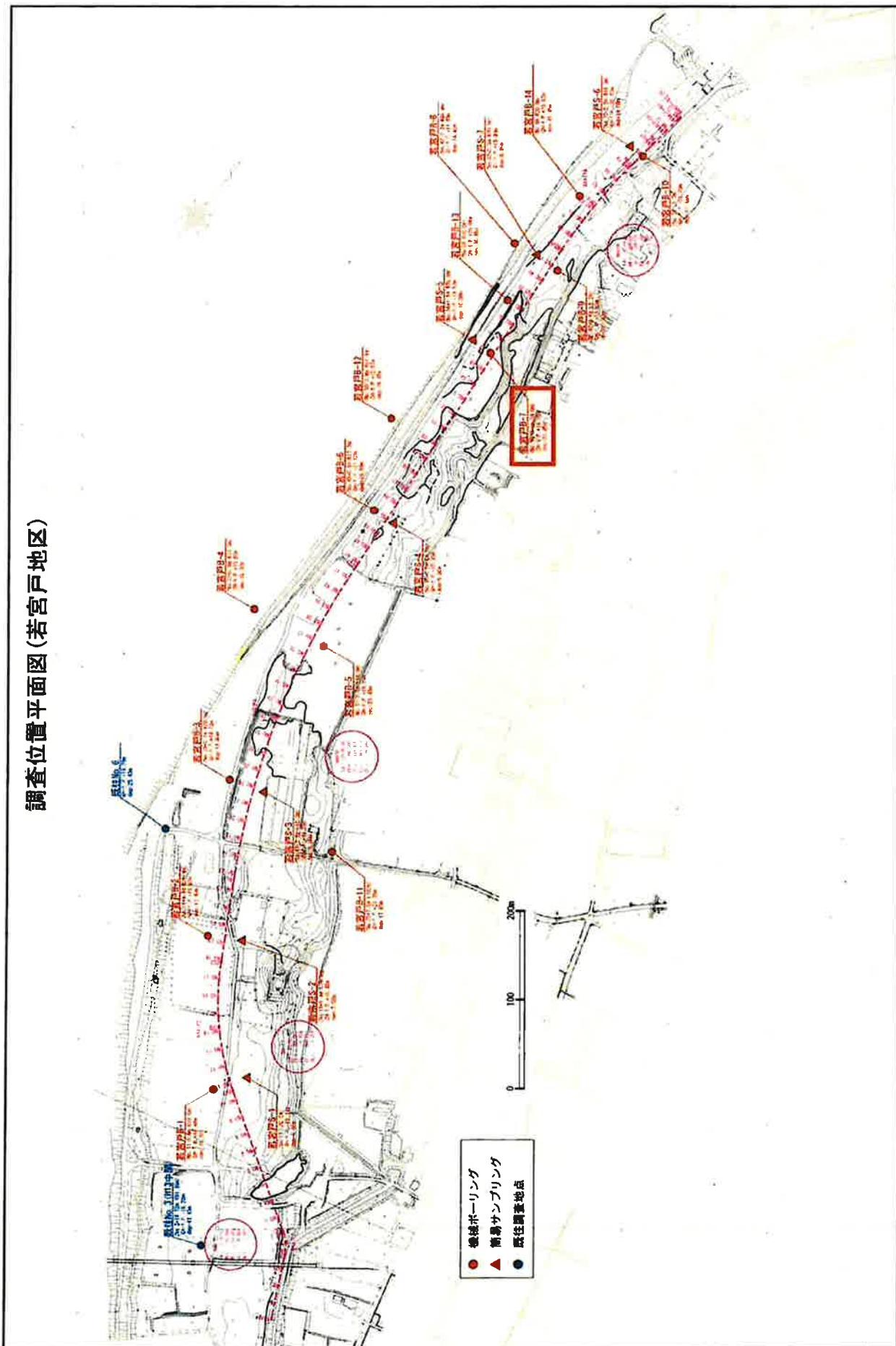


図 4.1.1 若宮戸地区の調査位置平面図(S=1/4000)

ボーリング柱状図

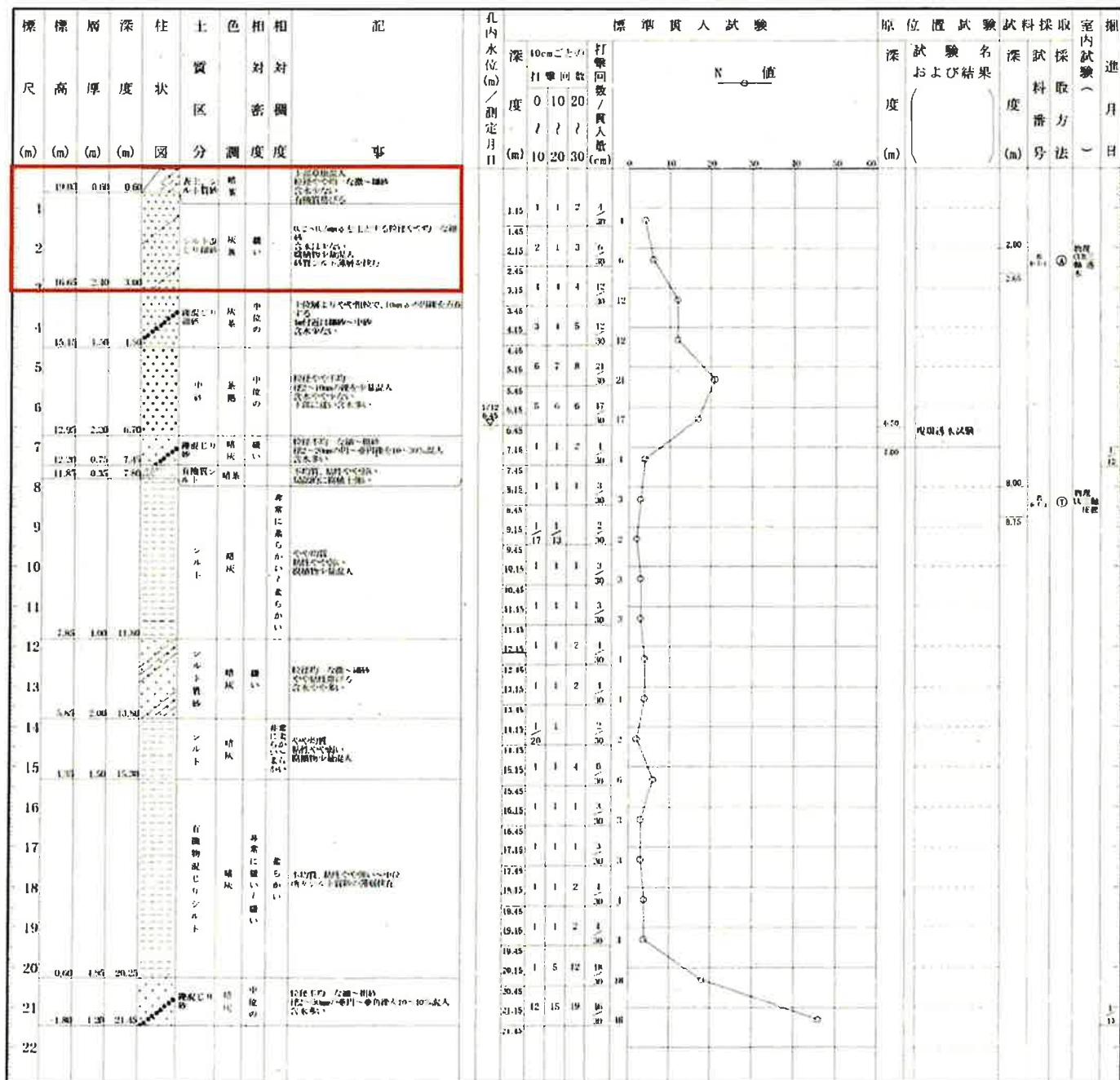
調查名 1127 新石下地先外地質調查業務

ボーリングNo.

事業・工事名 築堤詳細設計土質調査

シートNo

ボーリング名	若宮戸B-7	調査位置	茨城県常総市若宮戸地先 (No. 56-0.1m 1.6, 0m)			北	緯 36° 8' 18.359"
発注機関	国土交通省関東地方整備局下館河川事務所			調査期間	平成28年1月12日～28年1月13日		
調査業者名	株式会社 地図総合コンサルタント			現場理人	主任技師 [REDACTED]	コア鑑定者 [REDACTED]	ボーリング責任者 [REDACTED]
孔口標高	Y.P. +19.65m	角 180°	方 北 0°	地盤勾配 水深 約直線	使用機器 試錐機 ワイビーエム製 YBM-05型	ハンマー 落下用具	半自動落下装置
総掘進長	21.45m	度 下 0°	向 西 0°	東	エンジン ヤンマー製 NFD9-EK型	ポンプ	扶桑工業製 V-5型

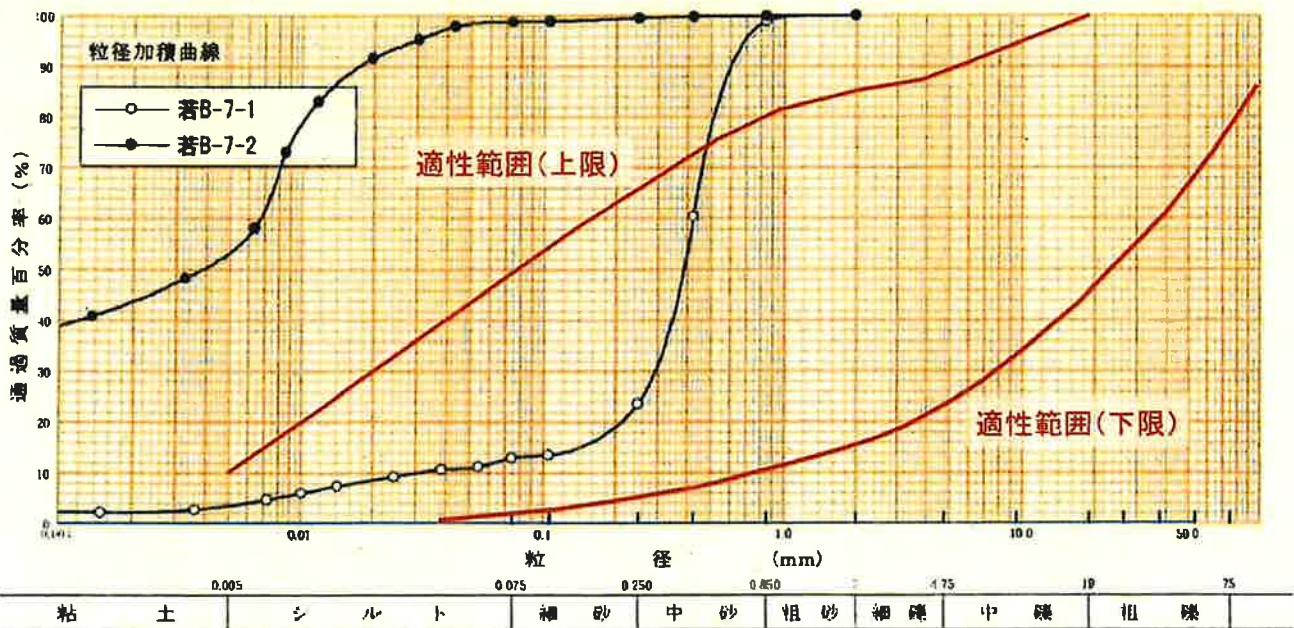


調査件名 H27新石下地先外地質調査業務

試験年月日 2016年1月27日

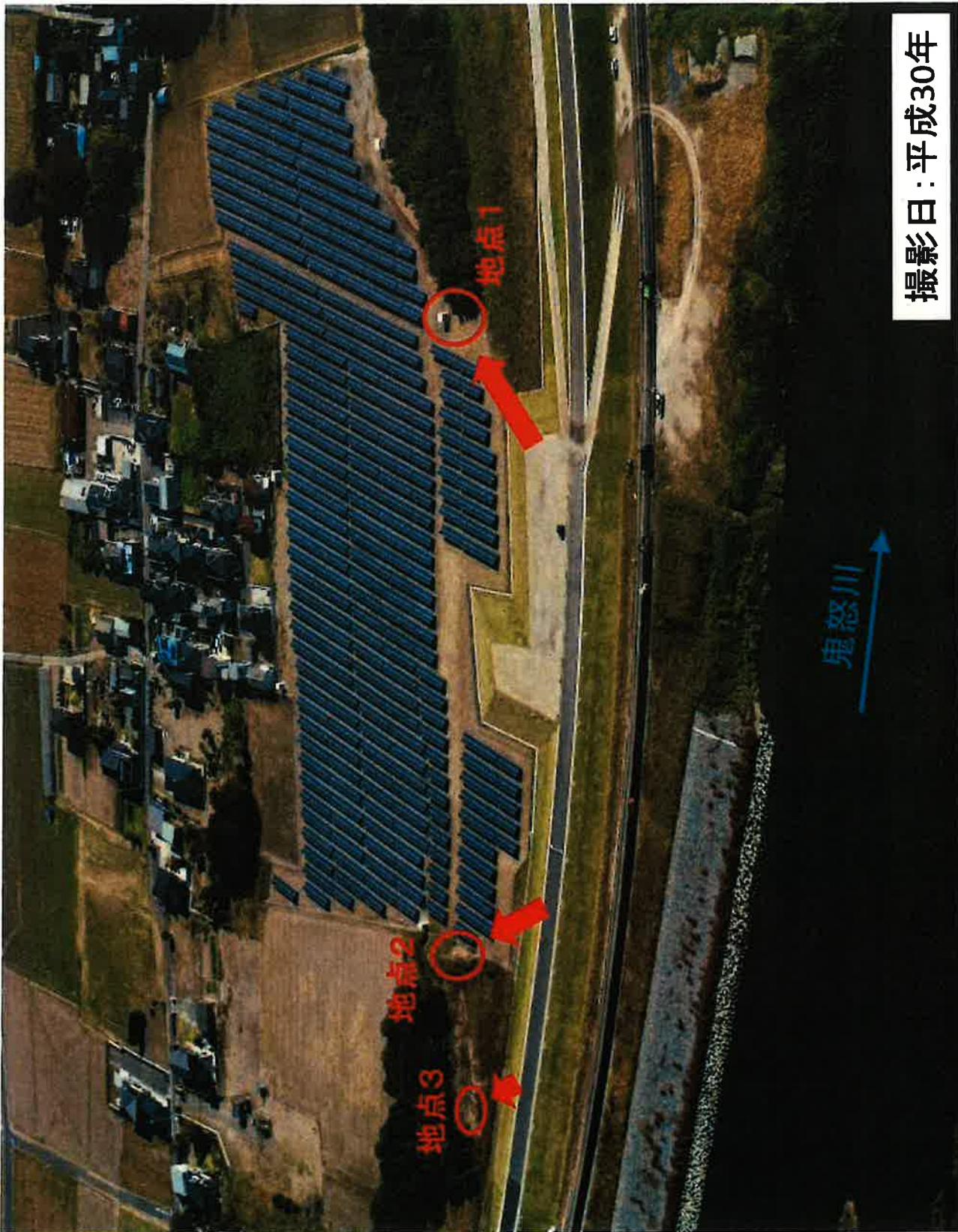
試験者 [REDACTED]

試料番号 (深さ)	若B-7-1 (2.00~2.65m)		若B-7-2 (8.00~8.75m)		試料番号 (深さ)	若B-7-1 (2.00~2.65m)	若B-7-2 (8.00~8.75m)
	粒径 mm	通過質量百分率%	粒径 mm	通過質量百分率%			
ふるい分析	75		75		中礫分%	0.0	0.0
	53		53		細礫分%	0.0	0.0
	37.5		37.5		粗砂分%	1.1	0.1
	26.5		26.5		中砂分%	75.3	0.4
	19		19		細砂分%	10.7	0.7
	9.5		9.5		シルト分%	9.5	45.5
	4.75		4.75		粘土分%	3.4	53.3
	2	100.0	2	100.0	2mmふるい通過質量百分率%	100.0	100.0
	0.85	98.9	0.85	99.9	425μmふるい通過質量百分率%	60.4	99.8
	0.425	60.4	0.425	99.8	75μmふるい通過質量百分率%	12.9	98.8
沈降分析	0.250	23.6	0.250	99.5	最大粒径 mm	2	2
	0.106	13.5	0.106	98.9	60%粒径 D_{60} mm	0.424	0.00672
	0.075	12.9	0.075	98.8	50%粒径 D_{50} mm	0.388	0.00386
	0.0546	11.2	0.0431	97.9	30%粒径 D_{30} mm	0.295	-
	0.0387	10.6	0.0307	95.4	10%粒径 D_{10} mm	0.0307	-
	0.0248	9.2	0.0197	91.7	均等保数 U_s	13.8	-
	0.0143	7.3	0.0118	83.0	曲率保数 U_c	6.7	-
分析	0.0102	5.9	0.00860	73.1	土粒子の密度 ρ_s g/cm³	2.680	2.638
	0.00726	4.8	0.00637	58.2	使用した分散剤	ヘキサメタリン酸ナトリウム、	ヘキサメタリン酸ナトリウム、
	0.00366	2.6	0.00328	48.3	溶液濃度、溶液添加量	飽和溶液、10ml	飽和溶液、10ml
	0.00150	2.0	0.00137	40.9			



特記事項

若宮戸地区における砂丘の砂の状況(写真撮影位置図)

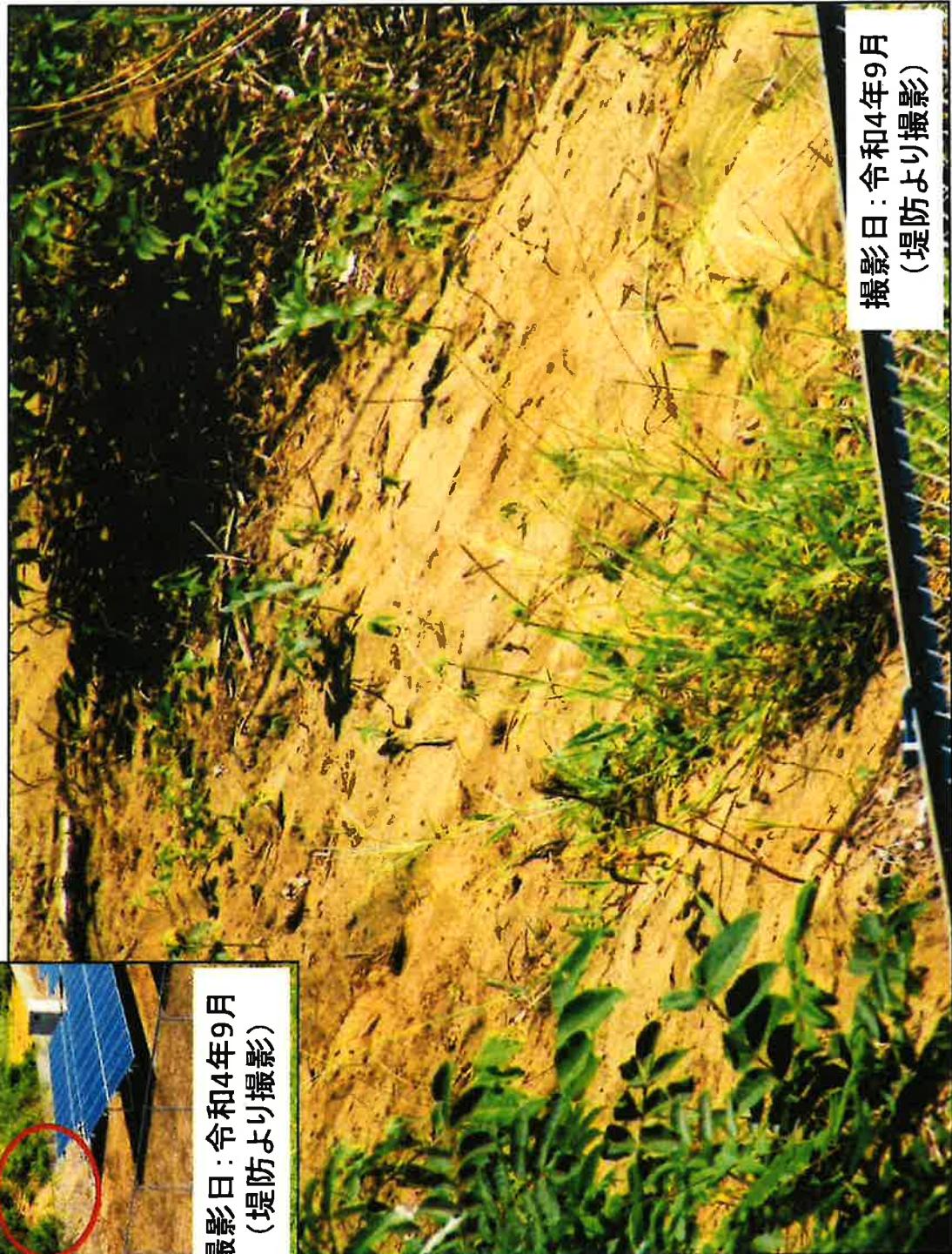


地点1



撮影日：令和4年9月
(堤防より撮影)

地点2



撮影日：令和4年9月
(堤防より撮影)

地点3

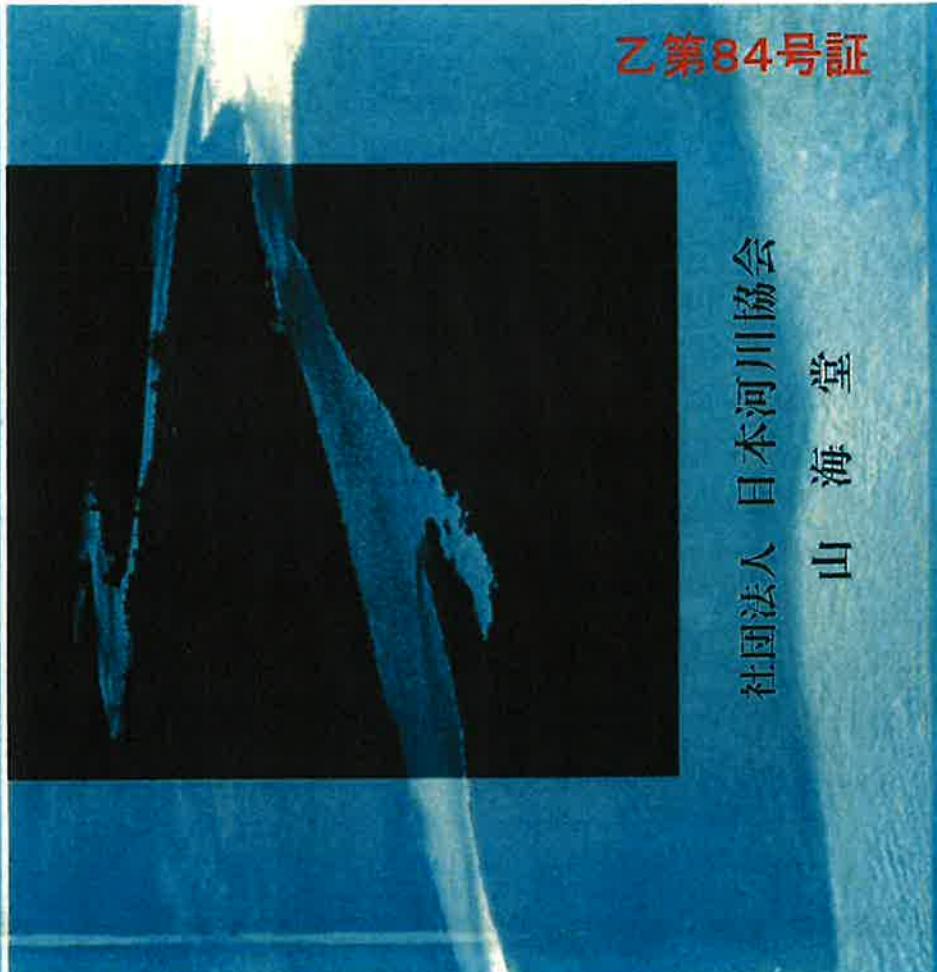


撮影日：令和4年9月
(堤防より撮影)

乙第84号

改定解説・河川管理施設等構造令

財団法人 國土開発技術研究センター 編

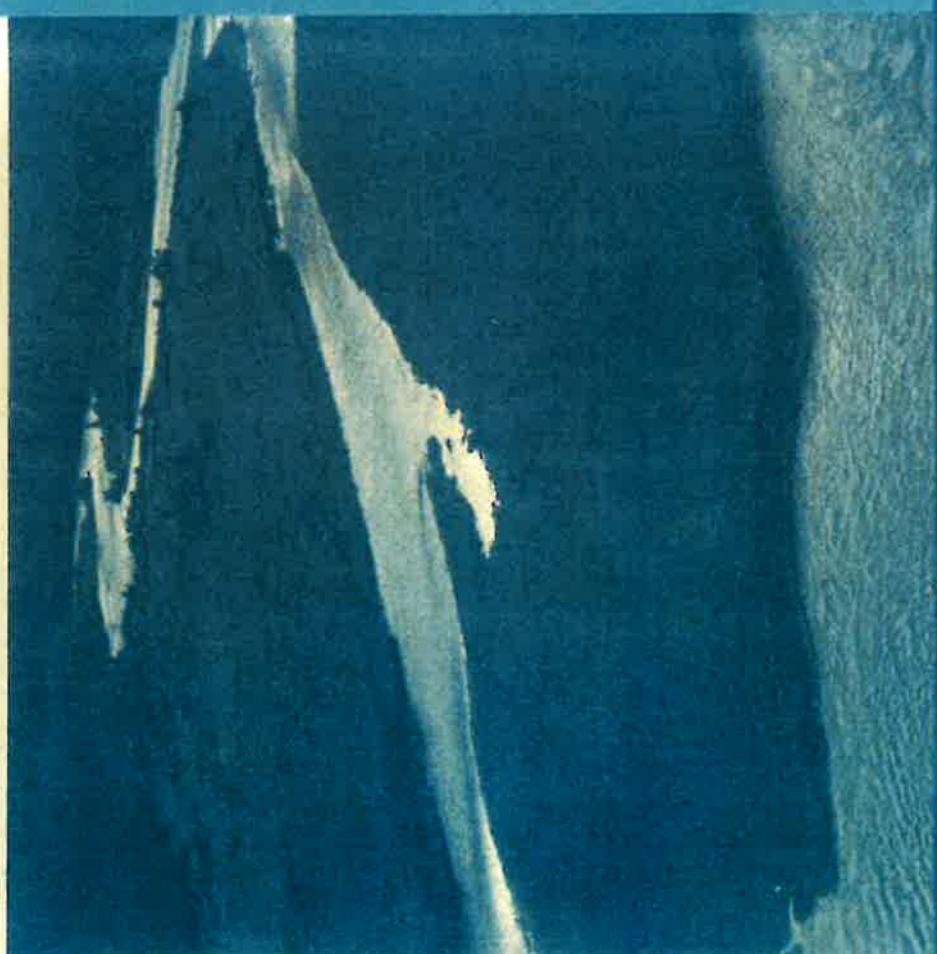


社団法人 日本河川協会
山 海 堂



改定解説・河川管理施設等構造令

財団法人 國土開発技術研究センター 編
社団法人 日本河川協会



ISBN4-381-01335-2

C3051 ¥3700E



9784381013354

定価(本体3,700円+税)



1923051037001

の河川における標準的な地質又は土質条件に対しては安全なものである。しかし、旧川の締切箇所又は特に地盤の悪い箇所に設けられている堤防、堤体材料の特に悪い堤防等局的には、一連区間の中他の箇所の堤防と同程度の堤防の安定を図るために、更に特別の措置が必要である。この場合、基盤漏洩に対する安定を図るために、止水矢板工法、フランケット工法、リーフウェル工法等の漏水対策工法もあるが、堤体漏水に対する効果も併せ考えると、第1種側帯を設け断面の拡大を図ることが最も基本的であろう。更に、第1種側帯は、河川の環境を保全するためにも役立つものである。

(2) 第2種側帯

水防の第一義的な責任は市町村が負うものであり(水防法第3条)、その指導責任は都道府県にある(水防法第3条の6)。しかし、洪水、高潮等による災害の発生を防止又は軽減することは、河川法の目的とするところでもあって、堤防等河川管理施設が損傷を受け、災害発生の危険が具体化した場合は、河川管理者としても、これを防止し、又は被害を軽減するための応急措置をとらなければならない。これは、河川法の趣旨に鑑み公物管理者としての河川管理者の当然の責務である。このよくな観点から、水防団等が活用することも想定して、洪水時における非常用の土砂等の備蓄、木流し用の木の植樹など、水防管理者(市町村長等)が行う水防活動及び河川管理者が行う応急措置活動のため必要な機能を持つ第2種側帯を設けるものである。水防管理者が行う水防活動及び河川管理者が行う河川管理施設の保全活動や緊急復旧活動と両々あいまって防災・減災効果を十分発揮することが期待されるものである。

なお、近年、人口、資産等の河川氾濫区域内への集積が進み、ひとたび洪水等により破堤した場合には、その被害が拡大する傾向にあること、円滑な河川管理施設の保全活動や緊急復旧活動が必要となつてきていることなど、洪水時等の河川管理施設保全活動及び災害時の緊急復旧活動を行う拠点を設け、洪水時等における円滑な対応が望まれる状況となつてきている。このため、各地で河川防災ステーションの整備を推進しているところであり、この第2種側帯とネットワーク化し、洪水時等において有機的に利用されることが望まれる。

(3) 第3種側帯

河川は、洪水、高潮等による災害の発生が防止められ、適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全がさられるよう総合的に管理しなければならないものであり(法第1条)、良好な河川環境に対する国民の期待が大きくなっている現状においては、河川環境については、国民の期待にこたえるべく十分な整備と保全を図つていかなければならぬ。「桜堤」という言葉があるように、古くから堤防には桜の木が植えられておりして、堤防は地域の人たちの憩いの場として親しまれてきたが、伊勢湾台風時における堤防上の桜木の倒伏・堤防の崩壊(図3.16参照)等の過去の災害経験を通じて、現在では、堤防上の植樹は原則として禁止している。しかし、禁止するだけでは、河川の環境が整備・保全されるべくもなく、環境を整備・保全するための第3種側帯を設ける意義はここにある。第3種側帯は從来堤防上に行われてきた植樹を治水上の配慮から計画堤防外の堤脚部で行おうとするものであり、堤防ひいては、良好な河川環境を整備・保全するため必要な堤防部分である。



図3.16 伊勢湾台風時における堤防上の桜木の倒伏・堤防の崩壊

2. 側帯の構造

(1) 盛土高
側帯について、それぞれの目的に応じ、単にスペースを確保すればよいという場合もあり、原理的には、必ずしも盛土を必要とするものではない。し

改定 解説・河川管理施設等構造令

昭和53年3月20日第1刷発行
〔定価はカバーに
表示しております〕

平成12年1月20日改定第1刷発行
平成12年3月10日改定第4刷発行

編集 財団法人 國土開発技術研究センター

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-8-10 第15森ビル
電話 03-3503-0393

発行 社団法人 日本河川協会

〒102-0092 東京都千代田区隼町2番13号
US半蔵門ビル
電話 03-3238-9771
振替 00120-8-144957

印
省
検

発売 株式会社 山 海 堂
海 野 麟

〒113-8430 東京都文京区本郷5-5-18
電話 03-3816-1617
振替 00140-3-194982

乱丁、落丁本はお取り替え致します
ISBN-4-381-01335-2 C3051
© 2000

◇堤防類地の指定事例

国土交通省(建設省を含む)が、新河川法(昭和39年法律第167号)制定後、一級河川(直轄管理区間のみ)において、河川区域(河川法施行令(昭和40年政令第14号)第1条第1項第1号に基づく土地に限る)の拡大を行った事業(R4.8時点)

〔 ○新河川法の制定後に直轄管理区間で河川区域の拡大の指定(ダムの設置、遊水地の整備による河川区域の拡大については対象外)を行った例は約40件で、その全てが具体的な築堤等の事業実施に合わせて区域指定を行つており、事業に開運せず単純で河川区域の拡大を指定している事例はない。
○そのうち、堤防類地を指定した事例は4件で①周辺の堤防整備に伴い山付区間を指定する、②対岸の堤防整備等に伴い、公的機関が管理する盛土等を指定する、のいずれかのパターンで、堤防と同程度の機能を有するものであった。〕

河川名	場所	指定年月日 及び 告示番号	指定理由	堤防類地の主な強度等	河川区域指定の範囲の考え方
天童川水系天童川	長野県上伊那郡中川村片桐地先	平成19年2月20日 第11号	新たな堤防が完成し、新堤を山に繋り付けたため、堤外地・堤防類地(山付堤)を指定	標準	堤防と同程度の機能を有する施設等の範囲に合わせて河川区域指定
大井川水系大井川	静岡県島田市牛尾地先	令和2年8月12日 第103号	突出部の削除及び引堤に伴い、新堤を山に繋り付けたため、堤外地・堤防類地(山付堤)を指定	標準	堤防と同程度の機能を有する施設等の範囲に合わせて河川区域指定
江の川水系江の川	広島県三次市作木町番治字熊見地先	平成26年4月3日 第103号	公園整備事業による土地形状変更に伴う河川区域の変更	堤防と同程度の機能を有する強度 (公園土留築壁)	堤防と同程度の機能を有する施設等の範囲に合わせて河川区域指定
佐渡川水系佐渡川	山口県防府市烟地先 等	昭和55年9月20日 第1597号	対岸の堤防整備等に伴う堤防類地の指定	堤防と同程度の機能を有する強度 (道路盛土)	堤防整備予定の範囲に合わせて河川区域指定

(第一類 第十一號)

衆議院第四十六回國會建設委員會議錄

設委員會議錄第二十三號

五三

の目的となることを得ないというのに行き過ぎであります。これは現行憲法に違反するように私どもは考えております。これは一例でございますが、そういう意味におきましても、当然河川法が改正されなければならないと考えております。

さて、現行法とこの法案とを比較いたしますると、現行法は非常に古いためになりますから、たとえば河川の監督の規定などを見ますと、すでに代執行であるとか、あるいは間接強制のような、一方で戦後行政執行法が改正され、今日の行政代執行法で大体まかなわれておる、こういふ現状と比較いたしまして、著しく均衡を失するのをございます。明治憲法時代の行政執行法よりも古い河川法のこういった関係条文が、行政執行法の廃止になりました今日においてもなお残つておるということは、非常なアンバランスでございまして、当然改正しなければならない。

それから現行の河川法の内容に入りまして、簡単に法案と比較いたしますと、河川の管理のところでござりますが、これが現行法は地方政府、つまり府県知事が管理者の原則に上がっております。新しい法案は、一級河川につきましては、國と申しますか、建設大臣が管理することになります。これはかなり問題のあるところだと私は考える所以でござります。つまり二級河川ならば、従来の河川の管理と大体違ひがないのでありますが、一級河川になりますと、建設省の直接所管に入るたたまえ、指定区域を除きますと、そういうふうに条文はなっておりませんが、むろん、これまでも建設省の直轄の改修工事、またそれに関連して建設省の管理のことが現行法でも認められておりますが、法律のたてまえからいえば、きわめて例外といふように見られるのでござります。ところで河川、二級河川といふに区分をしておりまして、一級河川は必ずしも例外ではなくて、政令で指定いたしますと、相当多數の河川が一級河川とし河川、二級河川といふに区分をしておりまして、一級河川は必ずしも例外ではなくて、政令で指定いたしますと、正面から建設省の所管に入り、その次に二級河川、こういう段階でございまして、これは道路法とは少し調子が違うようでございますが、とにかく道路の場合にも一級国道、二級国道、そして都道府県道という区別、こういうふうに考えますと、建設省の所管である一級河川が、現在の制度のもとににおけるよりも相当広くなるのではないかというような感じがするのでござります。この点は、一方でやはり相当地規模な府県にまたがるような河川でありますと、現在もそうだと思りますが、やはり地方行政厅というよりは中央の建設省のほうで管理するほうが、ややこしい問題になると思いますが、そういう意味において、今度の法案の規定のしかたに賛成いたしましたけれども、ただ問題になると思いまするのは、これは現行法との比較ではございませんが、新しい法案の第四条

を及ぼすようだ。洪水を起こすというような思想が発生するような行為は、たとえば今まで森林地帯であったのを、森林を切つてしまつてゴルフ場にしたというような場合に、事前にもしそういう因果関係が明らかであるということがはつきりしてくれば、二十九条を発動することも考えられるのではないかという気がするのです。そこまでは非常に行き過ぎだという考え方もありますが、もう少し実うかと思いますけれども、そういうことも可能かと思います。

○畠谷政府委員 いまのお話の問題は、二十九条ともからみますが、要すれば、この前からも議論のありますように、やはり河川区域としてそういうようなところをいかに指定して、河川の本来のそういう性格に対してもいろいろな規制をどうするかという問題だと思います。それで、今回の河川法によりまして、いわゆる水系として其本計画を立てるときに、それを河川工事として、こういう範囲において、こういう貯留あるいはこういう洪水調節をするといふことがきまれば、それに従つた河川の区域ができる、それに従つた規制ができる、こういうふうに考えます。

遊水調節池、なかなか田中の調節池なんかはよくできております。溢流堤をつくりまして、ある高水位がくるまではからにしてある。一定の高水位がきて危険になりますと、ひとりでに流れ込むようになっている。下流からまた減水すると、自然排水できるようになつてゐるというふうに、なかなかよくできております。だから少なくともそういうふうな考え方を今度の新河川法がとつて進む限り、やはり從来あるところの遊水池というものができるだけ保全しなければいけない。ところが、いまは土地が少ないのですから、どんどん経済が川を蚕食していくいるわけです。現に田中の遊水池の隣に手賃沼といふ沼がござります。相当大きな沼です。從来あいつう低地帶のことですごいますから、利根の水を洪水のときには相當のんで、その地域は、原始河川のまま無堤の状態に置かれておりますから、相当周囲がはんらんしておつたでしようが、まあ遊水機能を果たしておつたと思ひます。ところがいまそれが三分の一ほどは堤防で仕切られまして、どんどん干拓工事が進められております。片一方でそういう調節池をつくりながら、片一方ではもう遊水地域を取りこぼしておるというような矛盾したことを現在の行政はやつておるわけです。だから私どもは、少なくとも現在あるところの遊水地域といふものは、これを保全する努力をしなければならぬ、だからやはりそういう考え方を法律の中にちゃんと入れておく必要がある、こういう考え方方に立つておるのでございますが、先生の御見解を承らしていただきたいと思います。

○主審参考人 その点は、私申しまして
たように、この法律では河川工事実施
基本計画といふことはうたわれている
のですけれども、いま申しましたよう
な問題は、まさに総合的な河川の保
全、利用、開発の計画がまず必要であ
る。それがばらばらであるために、い
まのような問題が生ずるかと思うので
す。ですから、そういった河川の治
水、利潤あるいは利水総合、すべてを
含めた総合的な計画性というものを法
律で確保するということが必要だと思
います。

○岡本委員 先生、北海道の大学の先
生でございますから、石狩については
よく御存じでもあると思うのですが、
ますが、先生、現在の畠谷局長が防災
課長当時に、石狩のはんらんを視察の
行きました。あの石狩を見ましたとき
にも、江別付近の、例の石狩川へ千歳
川、さらに夕張川が合流しておる三川
合流域でございますが、あの辺一帯
は非常に広い範囲の泥炭地帯でござい
ます。そのことは、長い間に、アシの
繁茂しているところへはんらんしてど
ろをかぶる。それがまた、そこへアシ
がはえて、またどろをかぶつて、とい
ふうにして、何メートルというところ
のアシとどろとをませたような地域が
でき上がりつておるわけです。いわば地
形的にこれはもう遊水地帯なんです。
耕地の開発が行なわれている。私はそ
だから歩きましたても、カステラの上を
歩いているようにふわふわしている。
そういうふうな地域に、いまどんどん
城は保全しなければダメなんだ。少な
くともあの地域に、田中の調節池をき

のう見せていただきまして、私はなるほどうまく利用していると思いましたが、あいのうふうな遊水地域をつくって、かかる後にその周辺を干拓していくといふようななら話はわかるのです。それを全然しないで、そういうふうな機能をつくる間に、どんどん遊水地域を取りこぼしていくというふうな原因があったと思うのです。だから、今度河川法をこのよくな抜本的な改正をするなれば、いま先生がおっしゃったそういう意味においては、河川管理の基本計画といきものをまずつくって、それから工事計画をつくるべきだ。こういうことを私どもも主張しておるので、同時にそういうような考え方方に立つて、新河川法といふのは、水の流量調節によって高度利用をはかると一緒に、土地の高度利用もはかっていくのだという考え方方に立つなければ、やはり遊水施設の保全といふものは大きく考えていかなければならぬと思うのです。ところがなかなか部内でもその調整が困難なために、そういうふうな考え方を河川法の中に織り込むことが困難なのではないかといふふうには見受けられるのですが、しかしその困難を乗り越えてこそ、私は、新河川法の意義がある、こういうふうに理解するのですが、先生の御意見をもう一度承らしていただきたいと思ひます。

4-2-2 直轄河川堤防整備状況等

(令和3年3月末現在)
(単位: km)

水系名	直轄管理 区間延長 (a)	堤防延長 堤防必要区間 (a)		計画断面堤防 区間 (b)		暫定断面堤防 区間 (c)		参考 b/a		参考 c/a		堤防延長 無堤防区間 (d)		(参考) d/a
		参考 b/a	参考 c/a	参考 b/a	参考 c/a	参考 b/a	参考 c/a	参考 b/a	参考 c/a	参考 b/a	参考 c/a	参考 b/a	参考 c/a	
北海道開発局														
石狩川	807.7	1,103.3	799.2	72.4%		249.3	22.6%			54.7	5.0%			
尻別川	242	31.4	30.8	98.1%		0.6	1.9%			0.0	0.0%			
後志利別川	51.0	59.6	56.8	95.2%		1.7	2.9%			1.1	1.9%			
鶴川	42.9	40.3	33.1	82.2%		4.1	10.3%			3.0	7.5%			
沙流川	20.8	22.7	15.7	69.2%		5.0	22.0%			2.0	8.8%			
十勝川	268.4	405.1	352.1	86.9%		48.7	12.0%			4.4	1.1%			
釧路川	102.8	106.3	60.4	56.8%		17.8	16.8%			28.1	26.5%			
網走川	65.7	61.2	43.7	79.6%		9.4	15.3%			3.1	5.1%			
常呂川	93.6	130.7	120.8	92.4%		6.9	5.3%			3.0	2.3%			
湧別川	31.5	42.2	34.6	82.1%		7.5	17.9%			0.0	0.0%			
渚滑川	24.5	26.8	20.5	76.7%		6.0	22.4%			0.2	0.9%			
天盐川	283.9	341.4	212.6	62.3%		89.4	26.2%			39.3	11.5%			
留萌川	31.3	24.7	16.1	65.3%		6.2	25.2%			2.3	9.5%			
小計	1,848.3	2,395.6	1,801.5	75.2%		452.8	18.9%			141.4	5.9%			
東北地方整備局														
阿武隈川	189.3	223.5	154.5	69.1%		55.2	24.7%			13.8	6.2%			
名取川	18.9	36.1	33.5	92.8%		2.6	7.2%			0.0	0.0%			
鳴瀬川	85.6	154.5	104.1	67.4%		49.8	32.2%			0.6	0.4%			
北上川	336.5	468.9	265.8	56.9%		134.2	28.6%			67.9	14.5%			
馬瀬川	100	183	174	95.2%		0.9	4.8%			0.0	0.0%			
高瀬川	40.1	10.6	9.7	91.0%		1.0	9.0%			0.0	0.0%			
岩木川	80.6	151.9	95.3	62.7%		48.3	31.8%			8.3	5.5%			
米代川	75.6	102.1	68.7	67.3%		21.6	21.2%			11.7	11.5%			
雄物川	146.4	241.2	134.5	55.8%		72.0	29.8%			34.7	14.4%			
子吉川	26.4	41.1	27.2	66.1%		10.2	24.8%			3.7	9.0%			
最上川	283.8	326.1	287.0	88.0%		18.5	5.7%			20.7	6.3%			
赤川	37.5	61.5	55.8	90.8%		5.6	9.2%			0.0	0.0%			
小計	1,330.7	1,835.7	1,254.4	68.3%		419.7	22.9%			161.6	8.8%			
関東地方整備局														
荒川	144.3	267.3	193.7	72.5%		62.2	23.3%			11.4	4.3%			
利根川	801.2	1,420.7	995.7	70.1%		397.5	28.0%			27.5	1.9%			
那珂川	995	126.6	49.9	39.4%		24.1	19.1%			52.5	41.5%			
久慈川	47.8	84.1	28.5	33.9%		49.6	58.9%			6.1	7.2%			
多摩川	78.6	130.8	103.8	79.4%		25.6	19.6%			1.3	1.0%			
鶴見川	22.7	40.9	28.2	68.9%		12.7	31.1%			0.0	0.0%			
相模川	6.6	13.2	11.1	84.3%		2.1	15.7%			0.0	0.0%			
富士川	122.1	165.6	112.4	67.8%		46.3	27.9%			7.0	4.2%			
小計	1,322.8	2,249.1	1,523.2	67.7%		620.1	27.6%			105.8	4.7%			

水系名	直轄管理 区間延長 (a)	堤防延長		計画断面堤防 (参考) b/a		暫定断面堤防 区間(c)		(参考) c/a		堤防延長 無堤防区間 (d)		(参考) d/a
		堤防必要区間 (a)	堤防延長 (b)	暫定断面堤防 区間(c)	暫定断面堤防 区間(c)	無堤防区間 (d)						
北陸地方整備局												
荒川	192	325	322	99.0%	0.3	1.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0%	
阿賀野川	79.6	1432	135.1	94.4%	8.0	5.6%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0%	
信濃川	310.2	507.6	363.3	71.6%	127.2	25.1%	17.1	3.4%				
関川	13.8	26.6	26.5	99.7%	0.1	0.3%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0%	
姫川	11.0	17.1	10.6	61.9%	5.5	32.2%	1.0	5.9%				
黒部川	20.7	31.4	26.0	82.9%	5.4	17.1%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0%	
常願寺川	21.5	43.8	32.0	73.1%	11.8	26.9%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0%	
神通川	48.1	93.3	64.5	69.1%	28.5	30.6%	0.3	0.3%				
庄川	26.1	64.5	43.7	67.8%	20.8	32.2%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0%	
小矢部川	37.4	74.2	62.9	84.9%	4.7	6.4%	6.5	8.8%				
手取川	17.3	37.6	29.8	79.3%	7.7	20.5%	0.1	0.2%				
梯川	11.2	24.3	12.5	51.4%	11.6	47.8%	0.2	0.8%				
小計	616.1	1,096.1	839.2	76.6%	231.7	21.1%	252	2.3%				
中部地方整備局												
狩野川	36.8	63.4	54.7	86.3%	8.3	13.2%	0.3	0.5%				
安倍川	31.6	52.1	39.6	76.1%	12.5	23.9%	0.0	0.0%				
大井川	24.9	38.6	36.8	95.4%	1.8	4.6%	0.0	0.0%				
菊川	36.8	69.1	63.6	92.0%	5.5	7.9%	0.0	0.1%				
天竜川	221.8	188.6	124.8	66.2%	59.3	31.4%	4.5	2.4%				
豊川	39.1	69.5	59.1	84.9%	6.6	9.5%	3.9	5.6%				
矢作川	43.6	77.2	47.0	60.9%	30.2	39.1%	0.0	0.0%				
庄内川	69.5	99.2	61.1	61.6%	32.8	33.1%	5.3	5.3%				
木曽川	250.9	470.5	262.7	55.8%	205.7	43.7%	22	0.5%				
鈴鹿川	41.2	78.9	52.4	66.4%	21.5	27.2%	5.0	6.4%				
雲出川	28.5	50.3	32.5	64.6%	12.4	24.6%	5.4	10.7%				
櫛田川	24.4	46.4	28.4	61.3%	15.9	34.2%	2.1	4.5%				
宮川	22.6	38.2	27.4	71.6%	10.9	28.4%	0.0	0.0%				
小計	871.7	1,342.1	890.2	66.3%	423.3	31.5%	28.7	2.1%				
近畿地方整備局												
新宮川	12.7	22.4	16.1	72.0%	6.3	28.0%	0.0	0.0%				
紀の川	68.4	110.3	91.9	83.3%	13.3	12.1%	5.1	4.6%				
大和川	48.3	84.2	44.3	52.6%	40.0	47.4%	0.0	0.0%				
淀川	224.0	346.6	212.8	61.4%	121.0	34.9%	12.8	3.7%				
加古川	41.4	75.1	36.1	48.1%	34.6	46.1%	4.4	5.8%				
揖保川	66.7	119.8	51.5	43.0%	57.5	48.0%	10.8	9.0%				
円山川	40.5	69.7	10.3	14.8%	54.7	78.6%	4.6	6.6%				
由良川	56.4	94.6	47.4	50.1%	14.3	15.1%	33.0	34.9%				
北川	16.5	30.2	20.5	67.9%	9.7	32.1%	0.0	0.0%				
九頭竜川	42.1	77.7	43.6	56.2%	34.0	43.8%	0.0	0.0%				
小計	617.0	1,030.6	574.6	55.7%	385.4	37.4%	70.7	6.9%				

水系名	直轄管理 区間延長 (a)	堤防延長 区间 (b)		計画断面堤防 b/a (参考)	暫定断面堤防 区间 (c)	(参考) c/a	堤防延長 区间 (d)	無堤防区間 (参考) d/a
		堤防必要区间 (a)	計画断面堤防 区间 (b)					
中国地方整備局								
吉井川	36.6	63.3	44.7	70.7%		18.2	28.8%	0.3
旭川	30.4	61.5	46.7	75.9%		11.5	18.6%	3.4
高梁川	35.4	70.5	24.2	34.3%	37.2	52.8%	9.1	12.9%
芦田川	48.9	79.7	41.4	51.9%	34.2	42.9%	4.1	5.1%
太田川	121.4	154.0	67.6	43.9%	62.8	40.8%	23.6	15.3%
小瀬川	134	19.4	9.2	47.4%	7.7	39.8%	2.5	12.8%
佐波川	27.9	46.2	33.4	72.3%	8.2	17.7%	4.6	10.0%
高津川	20.0	30.9	28.3	91.4%	2.5	8.0%	0.2	0.6%
江の川	164.2	153.8	73.8	48.0%	38.7	25.2%	41.3	26.9%
斐伊川	127.9	237.3	110.5	46.6%	115.7	48.8%	11.1	4.7%
日野川	27.9	48.6	30.8	63.5%	16.9	34.8%	0.8	1.7%
天神川	41.9	70.3	64.4	91.6%	5.6	7.9%	0.3	0.5%
千代川	40.4	75.3	55.7	73.9%	19.6	26.1%	0.0	0.0%
小計	736.3	1,110.9	630.7	56.8%	378.8	34.1%	101.3	9.1%
四国地方整備局								
吉野川	114.5	204.1	127.4	62.4%		40.7	19.9%	36.0
那賀川	287	47.2	38.4	81.4%		6.0	12.8%	2.7
物部川	10.5	19.6	9.9	50.5%		3.0	15.2%	6.7
仁淀川	28.5	35.8	32.3	90.2%		3.1	8.5%	0.5
渡川	39.7	57.9	48.8	84.2%		3.0	5.2%	6.2
肱川	24.5	38.2	32.0	83.9%		2.2	5.8%	4.0
重信川	20.5	44.4	40.7	91.7%		3.7	8.3%	0.0
上器川	18.9	39.3	27.3	69.4%		11.6	29.5%	0.4
小計	285.8	486.6	356.8	73.3%		73.3	15.1%	56.4
九州地方整備局								
対馬川	133.8	257.8	220.3	85.4%		36.5	14.2%	10
山国川	29.0	30.8	24.6	80.1%		4.1	13.3%	2.0
大分川	26.8	45.8	42.5	92.6%		3.4	7.3%	0.0
大野川	32.3	50.6	49.4	97.7%		12	2.3%	0.0
番匠川	33.8	45.0	39.5	87.8%		5.3	11.7%	0.3
五ヶ瀬川	28.5	45.8	45.7	99.6%		0.2	0.4%	0.0
小丸川	12.7	18.8	18.0	95.6%		0.6	3.3%	0.2
大淀川	86.1	147.5	127.8	86.6%		14.8	10.0%	5.0
肝属川	51.1	80.1	74.8	93.4%		3.2	4.0%	2.1
川内川	113.2	143.7	115.8	80.6%		21.6	15.0%	6.2
球磨川	100.3	103.0	78.4	76.1%		18.6	18.1%	6.0
緑川	55.2	95.2	51.0	53.6%		43.8	46.0%	0.4
白川	17.3	34.6	27.2	78.5%		7.3	21.2%	0.1
菊池川	79.1	140.9	117.9	83.7%		23.0	16.3%	0.1
矢部川	23.2	40.8	31.8	77.9%		9.0	22.1%	0.0
筑後川	198.8	291.7	167.7	57.5%		112.9	38.7%	11.1

水系名	直轄管理区間延長	堤防必要区間		堤防延長		(参考) b/a	暫定断面堤防区間(c)	(参考) c/a	堤防延長	無堤防区間(d)	(参考) d/a
		計画断面堤防区間(b)	(a)	計画断面堤防区間(b)	堤防延長						
嘉瀬川	18.7	34.5	28.2	81.9%	6.3	18.1%			0.0	0.0%	
六角川	57.8	103.0	93.8	91.1%	9.2	8.9%			0.0	0.0%	
松浦川	60.5	85.0	51.4	60.5%	29.2	34.4%			4.3	51%	
本明川	18.3	28.1	20.0	71.3%	8.1	28.7%			0.0	0.0%	
小計	1,176.5	1,822.7	1,425.7	78.2%	358.2	19.7%			38.8	2.1%	
全国計	8,805.2	13,369.5	9,296.4	69.5%	3,343.3	25.0%			729.8	5.5%	

注1)「堤防必要区間」とは現時点の計画上、堤防が設置されることが必要な区間

注2)「計画断面堤防区間」とは堤防必要区間のうち、計画法線上に計画断面を確保している堤防が設置されている区間

注3)「暫定断面堤防区間」とは堤防必要区間のうち、設置されている堤防が「計画断面堤防区間」に該当しない堤防の区間

注4)「無堤防区間」とは堤防必要区間のうち、堤防が設置されていない区間

注5)直轄河川への編入、計画法線等の変更に伴い堤防整備率が減少する場合がある

注6)四捨五入の関係で、合計値が合わない場合がある。

直轄河川堤防整備状況の解説

■堤防必要区間…現時点の計画上、堤防が設置されることが必要な区間



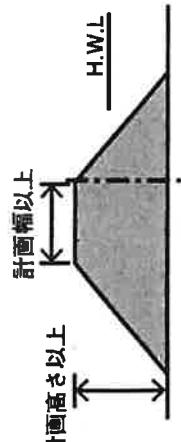
無堤防区間



- 堤防整備状況は、「直轄河川堤防整備状況」に記載されている年月時点の調査結果を元にとりまとめたものです。

■堤防整備状況の区分

- ・「堤防必要区間」は、計画の見直しや、測量や調査・設計、工事の実施等により、前年度の数値と変更になる場合があります。
- ・「計画断面堤防区間」、「暫定断面堤防区間」の延長は、最新の測量データに基づく精査や自然災害による影響や経年的な沈下等によって、前年度の数値と変更になる場合があります。



計画堤防法線



計画堤防法線

■無堤防区間…堤防必要区間のうち、堤防が設置されていない区間



計画堤防法線

○ 若宮戸地区における砂丘掘削の変遷



H27.09.11



現地状況のポイント

- ・S50年頃、造成地に建築物が設置
- ・H20年までに、造成地の建築物が除却
- 建築物が設置・除却される等の変化はあるものの、S50年以降、H26年のソーラー事業者による造成まで、砂丘自体に大きな変化は確認できない。

※上記写真是国土地理院撮影の空中写真データを加工して作成

*上記写真は国土地理院撮影の空中写真データを加工して作成



S50.01.03



H02.10.01

*上記写真は国土地理院撮影の空中写真データを加工して作成



H20.10.02

*上記写真は国土地理院撮影の空中写真データを加工して作成



H27.09.11